

平成27年度「新分野進出支援事業（地域イノベーション創出促進事業）」
企画競争募集要領

平成27年 4月 8日
北海道経済産業局
企画調査課

本公募は、平成27年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。委託先の決定や予算の執行は、平成27年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局では、平成27年度「新分野進出支援事業」（以下、「本事業」という。）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は熟読いただくようお願いいたします。

1. 事業の目的

我が国経済は、大企業による関連工場の相次ぐ撤退や工場立地の減少等の傾向に加え、高い法人税、労働規制、環境規制強化、電力供給制約の影響等もあり、大変厳しい中にあります。

また、経済のグローバル化が進展し国際競争が激化する中で、今後、我が国企業の競争優位を確保していくためには、国際的に通用する地域の強みや特徴・潜在力等を最大限に活用して世界を見据えた事業展開を構想し、我が国経済を牽引することが期待できる成長可能性が高い産業分野への参入や新たなビジネスの創造の促進を行うことが重要です。

そのような状況を踏まえ、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では『地域経済の引上げを図るため、域外需要を取り込む可能性を秘めた地域の中堅・中小企業を発掘し、戦略策定、海外展開・販路開拓等の一貫した支援を実施して、中核企業への成長を促すとともに、取引先への波及効果も含めた支援体制を整備する』ことが盛り込まれました。

本事業は、北海道産業競争力協議会により取りまとめられた地域の戦略産業の方向性を踏まえつつ、地域経済全体の底上げを図るため、地域の中堅・中小企業に対して地方公共団体の行政区域を跨がる広域経済圏において産学官金の支援体制を構築し、新分野・新事業進出に向けたプロジェクトを推進することにより、地域の中堅・中小企業が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、地域の牽引役となる新たな中核企業の創出を通じて地域産業の裾野拡大及び新たな成長産業群の創出・育成を目指していきます。

2. 事業内容

対象となる事業は、地域産業の競争力向上を目的とした、(A) プロジェクトリーダー企業（以下、「PL企業」という。）を中心にプロジェクトを組成し、新事業のコンセプト作り、開発段階での産学連携、事業パートナー発掘、販路開拓などを一貫支援する取組（個別プロジェクト支援型）、並びに（B）個別プロジェクト支援型の取組に加え、優れた技術力等をもつ地域の有望な企業の発掘や新規個別プロジェクトの組成に向けた取組（ネットワーク形成支援型）を行う、プロジェクトマネージャー（以下、「PM」という。）の活動を委託する事業とします。

（A）個別プロジェクト支援型、（B）ネットワーク形成支援型の両事業において、活動全般にわたって指揮するPMを中心として、以下のようなフェーズに沿った取組を実施します。

なお、（A）個別プロジェクト支援型単独での事業提案は認められますが、（B）ネットワーク形成支援型については、（A）個別プロジェクト支援型と関連性を有する取組に限って認められ、単独での事業提案は認められません。

また、対象分野が同一である場合、PL企業を中心とした複数の（A）個別プロジェクト支援型の取組を一つにまとめて提案することも可能とします。

（A）個別プロジェクト支援型

ユーザー企業等への販路開拓や海外展開に向けたサポートの実施【フェーズⅣ】

（事業例）

- 売上拡大に向けた大手ユーザー企業等の川下企業や新規顧客等とのマッチング支援として個別商談会を実施
- ジェトロや中小機構等の販路開拓・海外展開支援施策等の活用支援やその獲得に向けたサポートを実施
- 認証取得、プロモーション、ブランディング等の戦略に係る商品価値向上に向けたサポートを実施

事業化を目的とする研究開発等の製品化に向けた取組やビジネスモデルの構築を実施【フェーズⅢ】

（事業例）

- 共同体制の強化に向けた関係者間の調整等のプロジェクト参画企業間の連携体制構築の支援を実施
- 高度な技術的知見を有する専門人材の活用による最新情報・知識の導入、研究会のマネジメント、不足リソースの補完等の研究会の高度化支援を実施
- 試作費用、共同研究開発、人材育成等の活動経費に関する助成事業等の活用支援を実施

(B) ネットワーク形成支援型

具体的マッチングに資する取組から研究会発足の支援を実施【フェーズⅡ】

(事業例)

- 企業の技術力をユーザー企業に認知してもらい、具体的な事業化・製品化に向けた商談に結び付ける取組としてニーズ・シーズ発信会を実施
- フルオープンのものではなく、出口戦略に基づき、企業や大学、研究機関等で個別相談会方式による個別商談会を実施
- ニーズ・シーズ発信会での成果を中心に戦略的に事業内容を検討し、出口戦略を見据えた研究会の組成に向けた取組を実施

地域企業やサプライチェーンの把握に資する取組やネットワーク形成に向けた準備を実施【フェーズⅠ】

(事業例)

- 地域企業やサプライチェーンの把握・整理を行い、後のネットワーク形成活動に資する情報の蓄積を目的とした取組を実施
- 新分野・新事業への進出を目指す地域の有力企業を発掘し、それらの動向を把握するセミナー・フォーラムの開催
- 把握したプレイヤーによるネットワーク形成に向けた準備の実施

※事業の真の目的を理解した上で、出口戦略を達成するために不要と思われるフェーズについては省略することも可とします。また、各フェーズの例に示されている取組の名称（セミナー・フォーラム等）での開催に縛られるものではありません。

3. 委託事業の実施地域

本事業は、個々の地域特性や強みを活かし、全国大での最適なりソース補完を推進するため、必然性を伴った行政区域を跨る広域的な連携体制のもと実施することを推奨します。

なお、(B) ネットワーク形成支援型の取組については、北海道内を超えて広域的に連携（複数都道府県同士の連携。もしくは、複数都道府県と海外との連携。）して実施することを必須要件とします。

（例：北海道内の△△分野の取組において、より事業の成果を高めるために、××地域のF県からH県で行っている□□分野の取組と連携して実施。）

4. 事業実施期間

委託契約締結日～平成28年3月末日まで

5. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の要件を満たす法人（企業・団体等）とします。なお、コンソーシアム形式による申請（複数の法人による共同申請）も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。また、再委託費の合計は、原則として総経費の1/2を超えないようにして下さい。1/2を超える場合は企画提案書に理由書を添付して下さい。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に関する委託契約を北海道経済産業局と直接締結できる企業・団体等であること。
- ③本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 事業実施体制

①事業管理機関（委託事業者）：必須（申請者）

- ・事業管理者は、事業計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、事業成果の普及等を主体的に行うものとする。
- ・国との総合的な連絡窓口を担い、委託事業の遂行における責任を有する。

②プロジェクトマネージャー（PM）：必須

- ・PMは、事業実施上の高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてにおいて総括を行うことが出来る能力を有していること。
- ・地域の実情、世界市場の動向、実施する事業分野等に関する高い知見又は経験を有すること。
- ・事業管理機関との契約関係を有する者を原則とし、プロジェクトリーダー企業やその他プロジェクト構成員となる企業の従業者等は不可とする。

③プロジェクトリーダー企業（PL企業）：必須

- ・新たな事業活動を志向する地域の中堅・中小企業等であり、（A）個別プロジェクト支援型において、中心的な役割を担う企業とする。
- ・今後の成長が見込まれる産業分野やこれまでの地域での企業活動等を踏まえ、今後大きな成長を遂げられる高い技術力等の潜在力を有し、かつ地域の産業・企業の牽引役となる企業であること。

- ・地域に根ざした企業活動を現在、将来的にも継続していく強い意志を持つ企業（又は経営者）であること。
- ・地域の周辺産業・企業との役務・原料調達等の取引量または取引企業数が多い企業であること。

④コーディネーター：推奨

- ・ユーザーニーズ、市場ニーズ、専門的技術性を反映した、事業の実効性向上、成果の市場適合性向上に助言をするなど、PMの補助的な役割を担うものとする。

7. 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予算規模

1件あたりの契約額は6500万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択決定後から委託契約締結までの間に北海道経済産業局と調整した上で決定することとします。

(3) 成果物の納入

事業報告書の電子媒体1部を北海道経済産業局に納入。

※電子媒体を納入する際、北海道経済産業局が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(4) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、本事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

(5) 支払額の確定方法

本事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合があります。

(6) 事業期間中の現地調査

本事業終了後の現地調査とは別に、事業の進捗・経理状況の確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。この際、本事業に関係する企業、団体等に対しても、確認を行うことがあることから、関係する企業、団体等にはその旨の事前了解を得て下さい。

(7) 契約手続きの相手方

契約手続きの担当部局については、北海道経済産業局の関係課になります。

(8) 成果把握調査等への協力

事業成果をフォローアップする観点から、事業終了の翌年度以降5年間、委託事業に関係する調査に協力いただく場合があります。

8. 応募手続き

(1) 募集期間

平成27年4月8日(水)～平成27年4月28日(火) 17時必着

(2) 説明会の開催

本事業に係る説明会を以下のとおり開催いたします。

担当課	開催日時	開催場所	連絡先
北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課	平成27年 4月13日(月) 14:30～15:30	札幌市北区 北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 6階第3会議室	電話: 011-709-1775 FAX: 011-709-1779 E-mail: hokkaido-kikakuchosa @meti.go.jp

説明会への参加をご希望される方は、4月10日(金)17時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「平成27年度 新分野進出支援事業 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。(FAXの場合は、冒頭に「平成27年度 新分野進出支援事業 説明会出席登録」と記載し、その下に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記してください。)

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。(複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、出席人数の制限については北海道経済産業局にお問い合わせください。)

(3) 応募書類

①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成27年度「新分野進出支援事業」申請書」と記載してください。各様式はA4判にて日本語で作成の上、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所とめてください。

- ・申請書（様式１）＜１部＞
- ・企画提案書（様式２）＜８部＞（電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）でも１部提出する。その際のファイル形式は、原則としてＭＳ－Ｗｏｒｄ、ＭＳ－Ｅｘｃｅｌ、ＭＳ－ＰｏｗｅｒＰｏｉｎｔ又はＰＤＦ形式とします）
 ※企画提案書に枚数の制限はありません。また、より詳細に記載したい場合は適宜の書式にて説明書類を追加してください。
- ・申請受理票（様式３）＜１部＞
 ※申請書・提案書を受理したことを証明する書類。
- ・法人概要及び直近の過去３年分の財務諸表＜８部＞
 ※複数者による申請の場合は、幹事法人のもの。
- ・返信用封筒＜１枚＞
 ※申請受理票を送付するためのもの。返信用切手（８２円）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載。

- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
 なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。
- ③応募書類等の作成費用は本事業の経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

（４）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により下記あて提出してください。

〒０６０－０８０８ 札幌市北区北８条西２丁目 札幌第一合同庁舎５階
 経済産業省 北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課
 「平成２７年度「新分野進出支援事業」担当宛て」

※持参、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される審査委員会で審査を行い決定します。
なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

別紙「平成27年度 新分野進出支援事業 審査基準」に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準1. 及び2. の全てを満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

(3) 採択結果の決定及び通知

採否結果は、各申請者に電子メールにて通知するとともに、採択された申請者については、北海道経済産業局のホームページで公表します。

10. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。
なお、採択決定後、委託契約締結に向けて、北海道経済産業局と協議を行います。その際、事業の内容、構成、規模、金額などに提案内容から変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い、委託契約を締結した後に、事業開始となります。契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

委託先と再委託先が締結する契約においても、国との委託契約に準拠して契約を行っていただくこととなります。

事業期間中は、継続的に、北海道経済産業局に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めてください。

委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。

委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

11. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて、下記から適宜選択すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム、研究会等）を行うために必要な会場借料、機器等借料、会場設営費及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。））の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費 ※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、広告費、翻訳通訳、速記費用、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
III. 再委託費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）の一部を委託するのに必要な経費 ※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
IV. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。

	<p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）</p>
--	---

※企画提案書の記載に際しては、上記ⅠからⅣの項目は消費税及び地方消費税を除いた額で計上し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。なお、免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税欄には仕入課税額を記入してください。

※一般管理費の算定は「Ⅰ.人件費」と「Ⅱ.事業費」の合計に一般管理費率を乗じて行うことを原則とします。

※一般管理費率は原則として10%を上限とします。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係のない経費

12. 問い合わせ先

北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

住所：札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

電話：011-709-1775

FAX：011-709-1779

E-mail：hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

以上

(参考1)

本事業の募集にあたり、「産業構造審議会 地域経済産業分科会 工場立地法検討小委員会」第30・31回の議論が参考になるので、以下のURL及び別添資料をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/1.html

(参考2)

地方産業競争力協議会の議論については、以下のURLで資料等を公開しておりますので、ご参照ください

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/chihoukyougikai/tihoukyougikai.html